

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律				法令番号		平成 2 年法律第 70 号									
手続名		確認規程の変更の認定				根拠条項		第 16 条第 2 項									
審査基準		法第 16 条第 1 項の認定を受けた認定小規模食鳥処理業者は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。															
		1 申請書記載事項															
		(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名															
		(2) 食鳥処理場の名称、所在地															
		(3) 確認規程															
審査基準		2 添付書類															
		(1) 確認規程認定証															
		(2) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。															
		ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。															
		(3) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。															
受付機関		食肉衛生検査所		処理機関		生活衛生課		交付機関		食肉衛生検査所		標準処理期間		1 5 日		目次	
												標準経由期間		7 日		No.	